

## 所得税の確定申告は自分で作成してお早めに

平成23年分の所得税の確定申告が2月16日(木)から下記会場ではじまります。期間間近になりますと、大変混雑し、長時間お待ちいただくこともあります。

申告書はできるだけ自分で作成して、お早めに提出してください。

### ◆確定申告

会 場	期 間	受付時間
名 寄 税 務 署	2月16日(木)～3月15日(木)	午前9時～12時 午後1時～5時
町民センター1階子供会室	2月16日(木)～3月14日(水)	午前9時～11時 午後1時～4時

申告書は、国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】の確定申告書等作成コーナーで作成することができます。

和寒会場での名寄税務署納税相談は実施されませんのでご注意ください。

#### 確定申告が必要なかた

次に該当する人は、所得税の確定申告が必要ですので、期間内に申告を済ませてください。

- 給与の収入金額が2千万円を超えるかた
- 2箇所以上から給与を受けているかた
- 給与所得のほかに、年金や事業所得、不動産所得などがあるかた
- 年末調整をしていないかた

#### 還付申告

年末調整が済んでいるかたで次に該当する場合は、確定申告をすることによって、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

- 家屋を住宅借入金等で新築、購入又は増改築等をした場合  
(住宅借入金等の控除等で初めて還付を受ける場合、必ず申告が必要です)
- 多額の医療費を払った場合など

#### 申告に持参するもの

- 印鑑
- 確定申告書
- 収入や経費の証明できる書類(源泉徴収票、収入内訳書)
- 生命保険料、地震保険料、国民年金保険料の各控除証明書、医療費控除の年間支払額が証明されている書類(領収書等)
- 還付申告の方は本人の預金口座がわかるもの
- 納めるかたは口座使用印鑑も持参ください



#### 要介護認定者を対象とする障害者控除について

身体障害者手帳、精神障害者手帳を有しているかたなどが障害の程度に応じて、障害者控除、特別障害者控除の対象とされていますが、介護保険法の要介護認定により普通障害、特別障害に準ずるとして町長の認定を受けた場合に、障害者等と同様に控除の対象となります。

新たに控除を受けるためには町長が発行する認定書が必要となりますので、詳しくは保健福祉課介護保険係(32-2000)までお問い合わせください。

#### 震災関連の寄附金控除及び税額控除について

平成23年3月11日以後に支出した国又は東日本大震災により著しい被害が発生した地方公共団体に対する寄附金、東日本大震災義援金として日本赤十字社や中央共同募金会等の募金団体に寄付した場合、「震災関連寄附金」として寄附金控除が受けられます。

震災関連寄附金に対する寄附金控除の控除対象限度額は、総所得金額の80%相当額となります。

また、震災関連寄附金につき認定NPO法人又は中央共同募金会に寄付した場合、寄附金控除が税額控除のどちらか有利な方を選ぶことができます。

申告に必要な書類・寄付した団体等から交付される寄附金の受領書、振込書の控えなど

#### 医療費控除について

納税者本人や家族のため1年間に支払った医療費の一定額(「10万円」または「所得の5%」のうち少ない方の額を医療費から引いた額)を「医療費控除」といい、所得から引くことができます。

控除できる「医療費」には、介護保険料の利用者負担の一定額も含まれます。施設や事業者が発行する領収書をきちんと取っておき申告してください。

**平成23年分の申告から扶養控除が変わりました。**

扶養親族のうち年齢16歳未満の者（年少扶養親族という）の扶養控除が廃止されました。それに伴い、扶養控除の対象が年齢16歳以上になりましたが、年齢16歳未満の者が障がい者控除の対象の場合は、障がい者控除のみとなり、新たに同居特別障がい者控除75万円が追加されました。

また、16歳以上から23歳未満の者のうち年齢16歳以上19歳未満の者（いわゆる高校生）の所得控除額の上乗せ（25万円）が廃止され、38万円になりました。

そのため、特定扶養親族控除の範囲が19歳以上から23歳未満になりました。

**確定申告には、便利なe-taxをご利用ください。**

e-taxをご利用されると次のような利点があります。

○国税庁ホームページから電子申告

自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Taxに送信できます。（確定申告書等作成コーナーは「確定申告特集ページ」からご覧ください）

○最高4,000円の税額控除

平成23年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高4,000円の控除を受けることができます。（平成19年分から平成24年分の間でいずれか1回）

○添付書類の提出を省略

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます。（確定申告期限から3年間、書類の提出または提示を求められることがあります）

○還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。（3週間程度に短縮）

○24時間いつでも利用可能

所得税の確定申告期間中は、24時間e-Taxの利用が可能です。



e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要）、ICカードリーダーの購入などの事前準備が必要です。また、電子証明書を既に取得されているかたは、電子証明書の有効期間切れにご注意ください。「公的個人認証サービス」の電子証明書の有効期間は3年となっており、有効期間切れの場合は、新たに取得する必要があります。

※パソコンの環境などにより、ご利用いただけないことがあります。

e-Taxに関する情報はe-Taxホームページへ [www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)  
税に関する情報は国税庁ホームページ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

確定申告に関する問い合わせは、役場住民課税務係（電話32-2422）または名寄税務署（電話01654-2-2157）までご相談ください。

## クロスカントリー競技で和寒中2名が全国大会へ出場決定

第44回北海道中学校スキー大会のクロスカントリー競技が1月13日（金）から15日（日）、倶知安町クロスカントリーコースを会場に行われました。大会では、フリー競技とクラシカル競技で、森山翔吾くん（3年）、酒井結衣さん（2年）が全国大会出場の切符を手に入れました。

全国大会は、2月1日（水）から4日（土）に北海道中川郡音威子府村で開催され、2選手の活躍が期待されます。

全道大会の結果は次のとおりです。

【クロスカントリー競技】（敬称略）

氏名	フリー競技	クラシカル競技
森山 翔吾	13位	8位
酒井 結衣	4位	6位

（町内入賞者全国大会出場者関係分のみ）



森山翔吾(3年)

中学3年生でようやく全国出場という目標を達成できました。全道大会では悔しい思いをしたので、それをはらせるよう全国大会上位を目指し、北海道代表として全力で頑張ります。



酒井結衣(2年)

昨年は全国大会に出場できず、その悔しさを糧に1年間練習してきました。全国大会では全力で自分のベストの走りをし、満足のいく結果を出したいと思います。